

### 中体連大会参加に係る「参加区分変更届」について（確認）

標題につきまして、複数問合せがありましたので、内容を補足しお知らせいたします。

記

#### 1 参加区分変更を認める趣旨

「諸事情により中総体と同じ区分（同じ団体）で新人大会に参加できない生徒に対する救済措置」を趣旨とする。

※参加区分適用期間内の自由な区分変更を認めるためのものではありません。

#### 2 参加区分（4月提出分）の適用期間について

「当該年度の参加区分確認書提出」から「次年度の参加区分確認書提出」まで。

##### 【補足的な説明】

①参加区分確認書には「私は、中体連主催大会（全国中学校体育大会予選・新人大会を含む）に以下の区分で参加することといたします。なお、これ以後一連の期間終了まで区分を変更いたしません。」との宣誓の下、確認書を提出してもらっています。

②上記①について「参加区分確認書で示した区分で少なくとも1年間は継続して大会参加する」という原則で運用しています。つまり、この原則を超える相当な事情がなければ、適用期間内での参加区分変更はできない、ということになります。

#### 3 参加区分変更届について

「事情があり、「中総体参加時の参加区分を新人大会参加時に変更したい生徒」に限り提出する」としている。

##### 【補足的な説明】

①「事情」とは、前述のとおり、「参加区分確認書の適用期間とその運用の原則を超えるような事情」を指します。つまり、「その団体で継続して活動したり、新人大会に参加したりすることが困難な場合」を想定しています。

②上記①に該当するような全ての状況を例示することは困難であるため、「事情があり」と示しています。敢えて状況を例示すると以下のようない状況を想定しています。

A：当該団体（部活動）が廃止（廃部・休部等）になり、活動できない。

B：他メンバーとのトラブルなどにより、当該団体（部活動）での活動を断念した。

C：転居により、当該団体（部活動）での活動ができなくなった。など

※上記A～C以外の状況があった場合においても、上記で示した状況程度の場合に限った対応と捉えてください。

#### 4 その他

①「参加区分変更届」は当該校、当該団体、当該生徒（家庭）の三者が合意の上、作成、提出（宛先は当該生徒在籍校）してください。

②「参加区分変更届」については、当該生徒在籍校が最終的に受け取ってください。その際、記載されている「主な理由」について疑義が生じる場合は、県中体連へご相談ください。